平成２５年（フ）第７号
茨城県取手市台宿２丁目20番４―105号
債務者　渡邉　裕次
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
茨城県取手市野々井1101番地１ハーモニータウン１―605
債務者　冠地　慎一
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
茨城県取手市岡1486番地　宗仁会職員寮203
債務者　末松　誠健
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
茨城県牛久市牛久町3326番地７ロイヤルハイム牛久101、前住所茨城県つくば市桜が丘31番地16
債務者　谷島　憲雄
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
兵庫県芦屋市楠町１番２―201号
債務者　岡本　謙一
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３４号
兵庫県西宮市下大市西町５番29―103号、前の住所兵庫県西宮市門戸西町１番30―205号
債務者　森田　律子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４１号
兵庫県西宮市小曽根町１丁目４番28―305号
債務者　瀧本　能久
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５０号
兵庫県西宮市甲子園口３丁目４番12―301号
債務者　安達　　功
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４号
愛媛県宇和島市和霊東町１丁目１番20号　伊藤アパート２Ｆ
債務者　荒木　厚子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第５号
愛媛県西予市宇和町卯之町２丁目309番地２ファミール21―402号
債務者　山本　達美
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第１５６号
福岡県飯塚市相田181番地214
債務者　川越　智美
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第２０号
佐賀県西松浦郡有田町岩谷川内２丁目７番17号
債務者　樋口久美子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第２号
大分県杵築市大字本庄2463番地
債務者　野上久美子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
兵庫県川西市小戸３丁目23番12号
債務者　岩本春裕こと　李　　春裕
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第７４６号
兵庫県西宮市今津真砂町１番２―204号
債務者　安田　敏子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７６８号
兵庫県西宮市津門呉羽町10番27―601号
債務者　本多　優理
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３号
兵庫県佐用郡佐用町下徳久385番地２
債務者　小林　正広
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで　神戸地方裁判所龍野支部